

○国土交通省告示第千百九十四号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十四条の二第一項第二号トの規定に基づき
、国土交通大臣が定める者を次のように定める。

平成二十六年十二月二十五日

国土交通大臣 太田 昭宏

建設業法施行規則第十四条の二第一項第二号トの規定に基づき国土交通大臣が定める者を定め
る件

建設業法施行規則第十四条の二第一項第二号トの国土交通大臣が定める者は、平成二年法務省告示
第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表
の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）第三十二号に掲げる活動を行う者とする。

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。